

山形市福祉のまちづくり活動委員会 規約

第一条(名称)

この委員会は「山形市福祉のまちづくり活動委員会」とする。

第二条(事務所)

この委員会の主たる住所を「メディアかがやき」とし主たる事務所を同所内に置く。

第三条(目的)

この委員会は市民ボランティア、その他を中心として、誰もが住んでよかったと思える「やまがたづくり(山形くげんきであったかづくり)」を目指す。必要な人が自ら動き、支援できる人が力を合わせ、必要な取り組みを行う。

これを委員会の活動コンセプトとし、息の長い取り組みを目指す。

第四条(事業)

この委員会は第三条の目的を達成するために次のような主な事業を行う。

- ①啓発事業
- ②バリアフリーマップ等の情報提供事業
- ③ユニバーサルデザイン点検関連推進事業
- ④障害者週間記念事業
- ⑤その他

第五条(役員及び幹事会)

この委員会に次の役員を置く。

- | | |
|--------|----|
| ①委員長 | 1名 |
| ②副委員長 | 2名 |
| ③事務局長 | 1名 |
| ④事務局次長 | 1名 |
| ⑤監事 | 2名 |
| ⑥顧問 | 1名 |

また委員会内に委員の次のメンバー(幹事)からなる幹事会を置く。

委員長・副委員長・事務局長・事務局次長・監事・山形市生活福祉課

第六条(選任等)

委員は第二条の目的に賛同し参画を希望する団体・機関及びその代表並びに個人によって構成される。

第五条の役員および幹事は委員の中から選任する。

第七条(職務)

- 1 委員長はこの会を代表し、その業務を総理する。
- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長の事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長及び事務局次長は委員会の円滑な運営を図るための諸作業(会計・事務処理・事業遂行管理・その他)を行う。
- 4 委員は委員会を構成し、この規約の定め及び委員会の会議に基づき、この委員会の業務を執行する。

5 監事は委員会の財産の状況を監査する。

第八条(任期)

委員・役員の任期は1年とするが再任を妨げない。

第九条(会議)

会議はこの規約で定めるものの他、次の事項を決議する。

- ①事業企画、事業実施体制・要領
- ②事業実行予算
- ③その他

附則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成16年10月28日から施行する。

附則

この規約は、平成20年5月26日から施行する。

附則

この規約は、平成21年7月7日から施行する。

附則

この規約は、平成22年6月18日から施行する。